

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道余市郡赤井川村

2 構造改革特別区域の名称

赤井川村農村再生特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道余市郡赤井川村の全域

4 構造改革特別区域の特性

本村は北海道の南西部、後志支庁管内の北部に位置し、四方を山に囲まれたカルデラ状の地形を成し、連山を境に札幌市、小樽市、余市町、仁木町、倶知安町及び京極町の2市4町と接している。大消費地札幌市までは片道74kmと車で1時間30分程の距離に位置し、総面積280.11km²の内86.6%に当たる243km²が森林面積となっている。

農地面積は1,130haと道内では比較的小規模であるが、明治32年開村以来105年目を迎え、この間幾多の冷災害を克服しながら農業を基幹産業として発展してきた村である。

作物は、土地利用型として水稻、馬鈴薯、かぼちゃ、スイートコーン、ブロッコリーを主体に、畑地かんがい施設の整備に伴いビニールハウスを利用したトマト、ピーマン、花卉の生産量が拡大傾向にあり、村としても単独事業を展開しながら集約型農業への転換を図ると共に、独自の販売ルートを拡大させ、安定した農業経営を継続させるため、JAや生産組織と連携し首都圏生協への販促活動を展開し、成果も見えはじめている。

しかし、人口が1,348人、世帯数579世帯と道内でも5番目に小さい村であり高齢化も進行し、平成15年10月末現在の高齢化率は25.2%である。ただこの係数は平成3年に村内に開業した通年型のリゾート企業の独身世帯がカウントされているためであり、これらを除くと実質高齢化率は35%となっている。

また、農家戸数においても、過去10年間で53戸が減少し、平成14年3月末では128戸、経営主の平均年齢は60歳に達している。

このような状況を踏まえ、村では平成5年度より新規就農希望者の受け入れを開始し、平成7年度には「赤井川村新規就農者育成に関する特別措置条例」を制定するなど、独自の受け入れ体制を整備することにより、後継者対策、担い手対策に取り組み今日まで7戸が新規就農者として定着している。

しかし、本年度10月に農業委員会が実施した調査結果では、173ha(15.3%)が遊休化しており、現状の新規就農への取り組みや既存農家への流動化では利用を図るには限界があり、農業経営形態と農地利用を考慮した、新たな受け入れ体制の整備や事業の実施が必要となっている。

5 構造改革特区区域計画の意義

本村は、純農村として農業振興に重点を置いた施策を推進しており、作物の生産分野においては、国営土地改良事業で整備した畑地かんがい施設を活用し、施設栽培を取り入れた収益性の高い農業経営を目指し、販売分野においては売り先の安定確保の観点から首都圏生協をターゲットに販売戦略を展開している。

特に生協との取引においては安全・安心が求められることから、生産現場における安全・安心への取り組みは土づくりや減農薬をはじめ、トレーサビリティの徹底といった活動に結びついている。また、農業体験やもぎ取りツアーなど観光も取り入れたなかで、消費者に生産現場を実際に感じてもらい、農家との交流から赤井川村農産物の信頼性確保にも努めている。特に平成15年度より積丹半島周遊ツアーに組み込んだアスパラの収穫体験には、道外から5千人の方に訪れて頂いた。

このような取り組みも、本村が札幌市や小樽市に近いといった立地条件が功を奏したものであるが、この立地条件が、新たに農業へ挑戦してみたいといった希望者にも魅力のひとつとなり、新規就農に関し年間20件以上の問い合わせがある。

村としても、絶対的後継者不足と高齢化により農地の遊休化が益々進展すると見込まれることから新規就農対策には積極的に取り組んでいるが、研修先の確保や受け入れ施設の問題、下限面積に見合った就農地確保の問題から、年間2～3件程度の受け入れしか行えないのが実態である。

また、近年は人生観や価値観の変化により新規就農の希望形態も、農業を生業として考えるより、退職後の第2の人生としての選択や、農的暮らしを主目的に農業に携わりたいといった相談が多く、これらに対応するためにも下限面積の設定を緩和し、就農しやすい環境を創ることが求められている。

本村のように、新規就農者が地域の担い手として、既存農家と共に生産活動や地域活動に取り組んでいる実績がある地域であっても、現状の制度では限界があり一層の条件緩和が新たな取り組みを生み出す起爆剤になると確信している。

この新たな取り組みが、農地の効率的な活用と地域の活性化を生むことが証明されるのであれば、農地政策の新たな展開としても期待出来る。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画は、既存農業者間では解消が見込めない173haの遊休農地と経営主の平均年齢が60歳と高齢化が進展している現状を踏まえ、新規就農希望者が農業参入する際の初期投資の軽減を図り継続的な営農を実現できる条件を整えることを基本とし、定住人口の増加を図り、活力ある農村コミュニティを再生させ「魅力ある農業・農村地域」として発展させることを目標とする。

この目標を実現させるため、構造改革特別区域の指定を受け、特定事業として農地の下限面積要件を緩和し、新規就農希望者の農地取得等権利設定に係る条件緩和を図ることで、農業に参入しやすい環境を整えると共に、農地の効率的活用により保全管理が適切に行われるよう誘導する。

具体的な対応として、現在「赤井川村新規就農者育成に関する特別措置条例」で義務付けている2年間の研修制度を緩和し、就農しながら研修を受ける制度や保全管理を主とした耕作を認める権利設定等新たな受け入れ方法を導入する。

更に、実技研修に当たっては、新規就農希望者が取得する農地を抱える農事組合単位で支援体制を整え、地域が責任を持って支援する仕組みを構築する。

学科研修に当たっては、村、農業委員会、農業協同組合が連携し、農業改良普及センターの支援を仰ぎ定期的を実施する。

このように、新規就農希望者が早い段階で「地域の仲間」として受け入れられる体制

を整えることにより、新しい人材が地域内に活力を与え停滞している地域活動を活性化させる起爆剤となると共に、地域内農地の流動化が促進され、優良農地の確保と遊休農地の解消が図られるものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本村における遊休農地は平成15年度調査で173ha存在しており、内115haは荒廃化が進んでいる。また、5年後には6ha程度の遊休化増が見込まれ、このままでは更に増加する傾向にある。

本計画の実施により、現在の新規就農希望者の受け入れ体制では難しかった小規模帰農タイプであるU・I・Jターンの対応や余暇農業指向タイプの受け入れが可能となり、年間2～3戸、遊休農地1～2ha程度の解消が見込め、計画対象分目標として5年後の平成20年には15戸、10ha程度の遊休農地の解消が期待できる。

また、現在平成16年度に向け3戸の就農相談があり、農家民宿や農家レストランの開設を計画している者や学校教育に携わって来た経験から、都市部の子供達に農業体験を行えるプログラムを計画している者もあり、これらは村が推進している観光とタイアップした農業振興とも結びつき、新たな事業としての展開も期待できる。

更に、地域に人が増えることにより、マンネリ化した地域活動を活性化させることができる。

このように、短期間において事業効果を発揮することが期待できる本計画は、本村のみならず高齢化や担い手・後継者不足、農地の遊休化の増大に悩む全国の都市近郊型農村のモデル的な事例として各地に普及することで、農業の持つ多面的機能が見直され、環境の保全や食料自給率の向上など、都市住民を含めた社会全体に貢献するものと期待できる。

8 特定事業の名称

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業、その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

「赤井川村新規就農者育成に関する特別措置条例」に定める就農制度の拡充

現制度は2年間の研修を受けることにより、農地の取得等権利設定許可を受け就農でき、農地取得時の資金支援等を受けられる制度であるが、この制度を利用しないで就農したいという希望も増加していることから、3年間の自主研修や遊休農地の耕作による保全管理等一定の条件を付すことにより、参入初年目より農地取得等権利設定を可能とする。

新規就農希望者に対する誘致活動の促進

村のホームページ、北海道担い手育成センターのホームページにおいて内容を周知すると共に、就農相談の際に、受け入れ方法の拡大について広くPRし、今まで以上に積極的な受け入れを行う。

村、農業協同組合、農業委員会、地区農事組合による農地流動化の促進

遊休地の解消を図るため、新規就農希望者の土地利用条件に即した農地を的確に把握すると共に、地区農事組合として地区内合意に基づき就農後の支援体制の確立に努める。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

赤井川村の農地の権利を取得する者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

構造改革特別区域計画の認定の日から、赤井川村において農地の権利を取得する者に対し、農地の権利取得後の下限面積要件を現行の2haから30aに緩和する。

5 当該規制の特例措置の内容

本村の農家戸数は128戸、農地面積は1,130haで遊休農地を除く平均耕作面積は7.5haである。平成15年10月に農業委員会が実施した調査結果により遊休農地は173haあり、その他に緑肥による輪作や牧草畑化による保安全管理としている農地が122haとなっているが、これらの一部も今後遊休化する可能性を秘めている。

高齢化の状況は、平成15年10月末現在の高齢化率で25.2%となっているが、この係数には村内でスキー事業を主体に展開しているリゾート企業に勤める独身世帯が含まれ算出されており、これらを除く実質高齢化率は35%に達している。

農業後継者においても極端に少なく、就農済みと就農見込みを加えても7戸程度のため世代交代は進まず、現在取り組んでいる新規就農者の参入を加えても経営主の平均年齢は60歳に達している。

さらに、調査の結果から今後の農地利用の意向として、先に記述した295haの所有者は5年後自分で農地利用を継続することが不可能であると感じている。

また、村内の作物形態も機械化による土地利用型から所得率が高いビニールハウスを活用した集約型作物形態に移行しており、認定農業者20名の中でも水田の規模拡大を希望するものが3名程いるが、残り17名は経営規模の現状維持、若しくは集約型作物形態への更なる移行により所得向上を目指している。

以上のような状況から地区内で遊休農地を流動化させる見込みは立たず、逆に増加してしまうことが懸念されていることから、村内全域を特別区域とし、295haの農地を新規就農希望者の受け入れ拡大対象地として有効活用することは、本村の農業上の効率的かつ総合的な農地利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認めらる。

このため村及び農業委員会としては農地法施行規則第3条の4において特例措置を講じ、新規就農者希望者の受け入れ方法を拡大し、都市住民が農村で第2の人生を送ることができる条件を整えるといった観点に立ち、現在までの相談者の意向と農業委員会の意見を踏まえ、既存農業者の経営形態を参考に、労働力が2人～3人のビニールハウスにおける野菜栽培を想定し、1棟360㎡のハウスが9棟～10棟設置出来る規模となる30aを下限面積に定め、現行の2haを30aに緩和する。